

茨城労働局発表

平成23年4月1日

担当課
茨城労働局労働基準部
健康安全課長 橋本 篤弘
同課長補佐 中島 英明
TEL 029-224-6215

震災復旧・復興工事等の安全作業について

茨城県内の各種団体・事業場へ要請

茨城労働局（局長 鬼丸良一）は、東北地方太平洋沖地震により損壊を受けた家屋や設備、道路等の復旧・復興工事が急ピッチで進められる中、当該工事に従事する作業員の安全衛生確保への協力要請を行っています。

3月24日には県内の関連団体等（後記）に文書要請し、また、3月31日には、茨城県内の労働者数50名以上の事業場（3,146）に対し、復旧・復興作業に伴う労働災害の防止を呼びかける要請文書と併せて、作業中や通勤途上で震災に遭遇し負傷した場合の労災保険の適用の考え方と被災者・被災事業場に対する厚生労働省の支援策を紹介するパンフレット（別添）を送付しました。

これらの要請は、屋根の修繕や倒壊家屋の解体・撤去、崩落・陥没の修復などには通常作業とは異なる危険性があることを事業者認識していただき、作業員の安全確保を図るよう注意喚起を図ろうとするものです。

阪神淡路大震災後の復旧・復興工事に際しては、約8ヶ月間で死亡35名、負傷672名（休業4日以上）の労働災害が発生した経験を踏まえ、今回の震災の復旧・復興工事を円滑に進めるためにも、安全な作業が不可欠であることを呼びかけています。

また、今後の対策として、4月中に復旧工事等に直接従事する専門工事事業者団体会議、労働災害防止関係団体連絡会議を相次いで開催する予定

としており、さらには、公共工事を発注する地方自治体等との連絡会議を開催し、これらの会議においても復旧・復興工事での労働災害防止の徹底を要請することとしています。

【災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底を要請した団体等】

- 県・市町村等公共工事発注機関
- 建設業労働災害防止協会茨城支部
- 専門工事事業者団体
- 鹿島地区コンビナート保安対策協議会

等

東北地方太平洋沖地震に関する

茨城労働局からのお知らせです。

東北地方太平洋沖地震で被災をされた皆様にご心からお見舞い申し上げます。

茨城労働局及び茨城県内の労働基準監督署・公共職業安定所では、被災者の皆様に対する支援措置とともに、復旧・復興作業に従事される労働者の皆様の作業の安全衛生確保に全力をあげています。

現在、被災をされた事業主の皆様と従業員の皆様には別紙の各種特例措置・支援措置のご案内を差し上げています。

事業主の皆様には、未曾有の震災で大変厳しい経営対応をされていることとは存じ上げますが、別紙支援措置をご活用いただくとともに、引き続き労働者の最低労働条件確保、安全衛生確保に特段のご配慮をお願いします。

詳細は茨城労働局並びに最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせ下さい。

相談窓口

茨城労働局代表電話 029-224-6211

賃金・休業・解雇、安全衛生等のご相談窓口

水戸労働基準監督署	029-226-2237
日立労働基準監督署	0294-22-5187
土浦労働基準監督署	029-821-5127
筑西労働基準監督署	0296-22-4564
古河労働基準監督署	0280-32-3232
常総労働基準監督署	0297-22-0264
龍ヶ崎労働基準監督署	0297-62-3331
鹿嶋労働基準監督署	0299-83-8461

雇用保険等のご相談窓口

水戸公共職業安定所	029-231-6221
(笠間出張所)	0296-72-0252
日立公共職業安定所	0294-21-6441
筑西公共職業安定所	0296-22-2188
(下妻出張所)	0296-43-3737
土浦公共職業安定所	029-822-5124
古河公共職業安定所	0280-32-0461
常総公共職業安定所	0297-22-8609
石岡公共職業安定所	0299-26-8141
常陸大宮公共職業安定所	0295-52-3185
龍ヶ崎公共職業安定所	0297-60-2727
高萩公共職業安定所	0293-22-2549
常陸鹿嶋公共職業安定所	0299-83-2318

健康管理・メンタルヘルス等のご相談窓口

茨城産業保健推進センター	029-300-1221
水戸地域産業保健センター	029-305-9911
土浦地域産業保健センター	029-825-2911
茨城県西地域産業保健センター	0296-25-3334
古河地域産業保健センター	0280-23-0333
太田地域産業保健センター	0294-70-1155
常総地域産業保健センター	0297-22-2421
茨城県南地域産業保健センター	0297-79-1066
鹿行地域産業保健センター	0299-90-3440

震災の復旧・復興作業が行われる事業主の皆様へ

震災による災害復旧・復興に係わる工事などが急テンポで行われています。しかし、災害復旧・復興工事は、損傷を受けた建物の補修や、停止した設備の立ち上げなど、通常の業務とは異なる危険を伴います。

過去の震災でも、災害復旧・復興工事などに従事した労働者が多数死傷しています。

震災復旧・復興工事に伴って労働災害が発生した場合、被災労働者や遺族の無念はもとより、災害復旧・復興工事そのものにも大きな影響を与えることになりかねません。

事業主の皆様は、このような趣旨をご理解いただいて、安全な作業が行われるようご留意願います。

特に注意を必要とする作業を列挙します。

1 墜落・転落災害の防止

屋根補修・修繕工事などで高所作業が頻発します。余震の恐れもまだありますので、墜落や転落の危険が生じます。

手すりなどの有効な墜落防止措置が講じられない場合でも、安全帯を使用したり、ヘルメットの着用でも重篤な災害を防止する効果があります。

(ヘルメットは墜落時保護用をご使用下さい。)

2 重機による災害の防止

解体作業や土木作業では重機類が活躍します。復旧現場では作業が錯綜しますので、重機のバケットや旋回体との接触による災害が発生するおそれがあります。重機の可動範囲内への立入禁止や誘導員を置くなど十分な措置が必要です。

3 崩壊災害の防止

土砂崩壊現場の修復工事や崩壊家屋の解体工事などでは、再崩落等の危険があります。現場の状況を良く確認し、崩壊の危険に十分注意してください。

4 工場等の復旧作業での注意

工場等の操業を復旧する場合は、非定常作業が多数発生します。過去には、爆発や感電、不意の機械稼働による災害などの発生が見られます。事前に十分な危険予測をお願いします。

5 粉じん暴露の防止について

復旧工事等では、石綿を始めとして粉じんに暴露する恐れのある作業が予想されます。適切な発じん防止や封じ込め対策と併せて、防じんマスクの着用が有効です。

被災された労働者及びそのご遺族の皆様へ

労働者の方が仕事や通勤が原因で被災された場合には、ご本人やご遺族の方に「労災保険制度」により補償が行われます。

給付内容等についてご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へお問い合わせ下さい。

1 今回の地震に関する労災補償の考え方について

工作中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等、業務が原因で被災された場合は、労災補償の対象となります。

通勤途上で被災された場合も、業務災害と同様に労災補償の対象となります。

2 労災保険の請求について

被災された労働者の方やそのご遺族の方が請求を行っていただいた上で、労災保険の対象となるか否かの調査を行います。

労災請求については、被災された労働者の方が所属していた事業場を管轄する労働基準監督署で受け付けておりますが、今回の地震によるケガや死亡等に関する請求については、全国のすべての監督署で受け付け、所轄の監督署に回送しております。また、労働局の実施する出張相談等の場でも請求書を受け付けております。

※ やむを得ない事情により医師や事業主の証明を受けられない場合や所定の請求書が入手できない場合でも、任意の様式により受け付けております。

3 労災保険の認定手続について

ご提出いただいた請求書に基づき、労働基準監督署で被災状況など調査した上で、労災の対象となるか否かの認定を行うこととなりますので、労災請求に当たっては、身分や賃金の額がわかる資料（社員証、賃金明細書など）を用意していただくようお願いします。

なお、これらが無い場合には、以下の事項について、可能な範囲で関係者からの聞き取りなどにより労災保険の対象となるかを判断しますので、ご協力をお願いします。

- ① 労災保険の対象となる会社か否か
- ② 被災された方は労働者であるか否か
- ③ 仕事や通勤が原因で被災されたか否か
- ④ 毎月の給与や賞与の額
- ⑤ 家族の状況や生計の維持など

被災された事業主の方へ ～東北地方太平洋沖地震に伴う特例措置のご案内～

このたびの東北地方太平洋沖地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っております。詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

全国のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災した事業主の方々に対し、各種助成金の支給申請などの相談にお応えしています。

全国のハローワークでは、「震災被災者対象求人」として、被災者の方々を積極的に雇い入れようとする求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。被災者の方々に配慮した求人のお申込みをお願いいたします。

被災地域などの都道府県労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に「緊急相談窓口」を開設し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

1. 事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。地震による影響で休業する場合の手当の支払などについてQ&Aをまとめましたので、参考にしてください。

※詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fry.pdf>) にも掲載しています。

2. 被災に伴う経済上の理由で休業し、労働者に休業について手当を支払う場合、雇用調整助成金の助成(中小企業の場合、原則手当の8割を助成)を受けることができます。青森、岩手、宮城、福島、茨城のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、受給しやすいよう要件の緩和もしていますので、ご活用ください。

※リーフレット (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/a09-1a.pdf>) やQ&A (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a10-1.html>) も用意していますので、ご活用ください。

3. 事業所が災害を受け、事業を休止し、労働者の賃金(休業手当を含む)を支払うことができない場合、労働者が実際に離職していなくても失業給付が受給できます。また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業を休業したために、労働者が一時的に離職を余儀なくされた場合、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

※詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

各種助成金の支給申請

ハローワーク等に行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合であっても、後日、理由を添えて申請することができます。

※詳しくはこちらのリーフレット (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110317-1.pdf>) をご覧ください。

労働保険料、社会保険料などの納付期限延長・猶予

労働保険料、社会保険料、障害者雇用納付金などの納付期限の延長・猶予を行います。

※新たな納付期限は、後日お知らせします。

中小企業退職金共済制度の特例措置

一般の中小企業退職金制度の掛金について、納付期限の延長手続を簡素化しました。また、後納による割増金の免除などが受けられます。

共済融資代理貸付について、元金償還の据置、償還期限の延長などの措置が受けられます。

特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度の共済手帳及び共済証紙の再交付が受けられます。

※詳しくは、(独)勤労者退職金共済機構(電話03-3436-0151)にお問い合わせいただくか、(独)勤労者退職金共済機構ホームページ(<http://www.taisyokukin.go.jp/>)をご覧ください。

キャリア形成促進助成金

被災地域等の事業主が被災前から開始していた職業訓練に対するキャリア形成促進助成金について、被災により訓練の修了が困難となった場合でも、当該訓練のそれまでに要した経費、賃金などは助成の対象となります。

※詳しくは、最寄りの雇用・能力開発機構都道府県センターにお問い合わせください。

認定職業訓練助成事業費補助金

被災地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県)の事業主が被災前から開始していた認定職業訓練の運営費について、被災により訓練が中止や中断された場合でも、当該訓練のそれまでに要した経費は補助の対象となります。

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する県庁にお問い合わせください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。
厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)でも関連の情報をお伝えしています。



厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)

従業員、失業された方、訓練を受講されている方へ ～東北地方太平洋沖地震に伴う特例措置のご案内～

このたびの東北地方太平洋沖地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っております。詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

全国のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災者の方々の仕事に関する相談にお応えしています。被災前の住居地以外での就職や社宅・寮付きの仕事を希望される方の相談にも応じています。

全国のハローワークでは、被災者の方々を積極的に雇い入れようとする求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。こうした求人は、ハローワークの窓口のほか、ハローワークインターネットサービスでもご覧いただけます。

被災地域などの都道府県労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に「緊急相談窓口」を開設し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

災害による事業の休止などでお困りの方

事業所が災害を受け、事業を休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取れない状態にある方は、実際に離職していなくても失業給付が受給できます。

また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

※災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり、休業または一時的な離職をした場合が対象となります。

※上記の失業給付は、雇用保険に6ヵ月以上加入しているなどの要件があります。

※事業所が被災して休業する場合でも、労働契約や就業規則に基づき、事業主が賃金、手当などを支払う場合があります。

※詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

※地震に伴って休業する場合の手当の支払などについてのQ&Aをまとめましたので、参考にしてください。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fyy.pdf>)にも掲載しています。

雇用保険失業給付を受給中の方

失業給付を受給されている方が、災害のためやむを得ず認定日にハローワークに来られないときは、電話などでご相談いただければ、認定日を変更できます。

交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで受給手続きをすることができます。

公共職業訓練の特例措置

被災により訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したと取り扱われることがあります(対象地域:青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県)。詳しくは、それぞれの訓練機関にお問い合わせ下さい。

雇用保険を受給している公共職業訓練の受講者が、被災による訓練の中断、休講などにより訓練を受けられない場合は、基本手当などを支給されることがあります。詳しくは、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

被災により訓練中止や受講不能となった場合に、1年を経過せずとも次の訓練を受講できます。詳しくは、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

基金訓練(※)の特例措置

被災により訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したと取り扱われることがあります。詳しくは、それぞれの訓練機関にお問い合わせ下さい。

被災による訓練の中断、休講などにより訓練を受けられない場合は、訓練・生活支援給付を支給されることがあります。詳しくは、厚生労働省職業能力開発局能力開発課までお問い合わせ下さい。

被災により訓練中止や受講不能となった場合に、1年を経過せずとも次の訓練を受講できます。詳しくは、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

※雇用保険を受給できない方に対し、無料の職業訓練と訓練期間中の生活支援のための給付を行うものです。

未払賃金立替払制度

地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた方々の未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化等を行い、迅速な処理を行うようにします。

※詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015rt9-img/2r9852000001607y.pdf>)にも掲載しています。なお、制度の詳細につきましては、厚生労働省ホームページ(<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/kijunkyo/tatekae/index.htm>)をご覧ください。

労災保険給付

労災診療や休業補償の請求にあたって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくても請求することができます。また、労災診療の手続については、任意の様式によっても行うことができます。

※なお、今回の地震に伴う疾病の業務上外等の考え方については、災害事例を用いてお示しています。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015j3l.pdf>)

※労災保険の請求などについてのQ&Aも用意していますので、ご活用ください。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015vli-img/2r9852000001653g.pdf>)

健康相談

全国の産業保健推進センターで、被災地域の事業者、労働者及びその家族などを対象に、メンタルヘルスを含む健康問題について電話での相談を実施しています。

雇用促進住宅

緊急避難している方の入居先として雇用促進住宅を提供しています。詳しくは、市町村の災害対策本部などにお問い合わせください。

勤労者財産形成持家融資の返済方法の変更

(独)雇用・能力開発機構が行う財形持家融資を返済中の方で、被災された方は、最長3年間元金の返済を猶予し(利子のみの返済で可)、返済猶予期間中は貸付利率の引下げ(最大1.5%)を受けられます。また、返済期間を最長3年間延長することもできます。

※詳しくは、(独)雇用・能力開発機構(電話046-683-1177)にお問い合わせいただくか、こちらの資料(http://www.ehdo.go.jp/zaikai/pdf/0318_001.pdf)をご覧ください。

中小企業退職金共済制度の特例措置

一般の中小企業退職金共済制度及び特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度について、退職金請求書や共済手帳を紛失した場合、再発行を受けられます。また、退職金請求手続の簡素化などを行っています。

※詳しくは、(独)勤労者退職金共済機構(電話03-3436-0151)にお問い合わせいただくか、(独)勤労者退職金共済機構のホームページ(<http://www.taisyokukin.go.jp/>)をご覧ください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)でも関連の情報をお伝えしています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)